

特設行政相談所の開設

国や公共団体などが行っている仕事やその手続き、サービスについて困っていること、納得できないこと、こうしてほしいなど、住民の皆さんから苦情や意見・要望などをお聞きするため、特設行政相談所を開設いたしますので、お気軽においでください。

- 日程 **10月20日(金)**
- 時間 13時30分～15時
- 場所 役場2階 研修室
- 主催 行政相談員 明上 廣男



相談は無料で秘密は守られますので、どうぞお気軽においでください。

必ずチェック!最低賃金!使用者も、労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 810円
効力発生年月日 平成29年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

10月は、不正軽油防止強化月間です!

檜山振興局では、10月を『不正軽油防止強化月間』に設定し、不正軽油の撲滅に向けた取組を強化しています。

不審な軽油の売り込み、灯油や重油をトラックの燃料に使っているなど、不正軽油に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

『不正軽油ストップ110番』

フリーアクセス 0800-8002-110

※不正軽油とは、軽油取引税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混和するなどした燃料油のことです。

ご存じですか?労働委員会

～雇用のトラブルまず相談～

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労・使の各委員3人1組のあっせん員が、当事者から事情を聞き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守のうえ、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行います。お気軽にご相談ください。

一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。(☎0120-81-6105)

「あっせん」窓口(相談・申請)
 北海道労働委員会事務局調整課
 (☎011-204-5567)



保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります!

～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります。**

またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)

改正内容②

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。



■お問い合わせ：北海道労働局 総合労働相談コーナー
 (☎011-707-2700)

消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催

平成31年10月に実施される、消費税の軽減税率制度に関する説明会が開催されます。制度に関わる全ての事業者の方が対象となりますので、ぜひご参加ください。

■内容

- ①軽減税率制度(軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など)の概要
- ②軽減税率制度へ対応するための中小企業者への支援措置について

■日時

10月19日(木)
 10時30分～11時30分(1回目)
 13時30分～14時30分(2回目)

■会場

江差町文化会館
 ※満席の場合は、入場できない場合がありますので、予めご了承ください。

■お問い合わせ

江差税務署 調査部門(☎52-0078)
 ※お電話の際は、音声ガイダンスに従い『2』を押してください。